

教育民生常任委員会

(平成30年10月29日)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、ただいまから教育民生常任委員会を開催いたします。

当委員会におきましてはインターネット中継を行っております。ご協力をいただきますようお願いいたします。

本日は、まず休会中の所管事務調査といたしまして、学校指定物品の取り扱いについてを取り扱います。その後、10月9日に開催されました議会報告会でいただいたご意見等について、確認と整理をお願いしたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、休会中の所管事務調査といたしまして、学校指定物品の取り扱いについてを取り扱ってまいります。なお、本日は2時間程度をめどに終了したいと考えております。ただ、ご質疑等がまだある場合におきましては11月1日も日程を確保いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、本件は8月定例会議会の決算常任委員会教育民生分科会におきまして問題提起がありまして、今回調査を行うものでございます。

それでは、まず、教育長よりご挨拶をお願いします。

○ 葛西教育長

皆さん、こんにちは。お忙しいときにお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。

学校指定物品の取り扱いについて、調査のほうをまとめさせていただきました。このことについて、どうぞよろしくご指導のほう、お願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

では、説明のほう、お願いいたします。

○ 廣瀬教育監

教育監の廣瀬でございます。

資料のほう、タブレット、03教育民生常任委員会、19平成30年10月29日、02教育民生常

任委員会所管事務調査資料、学校指定物品の取り扱いについてでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、資料をページに従って説明させていただきます。

まず1ページは表紙でございます。2ページ目、目次を見ていただくと、この調査につきましてごらんの6項目で取りまとめてございます。実際の調査資料については、7ページからの現況調査結果というところで、品目別表で示してございます。

3ページをよろしくお願ひします。

ここで、学校指定物品の取り扱いの指定物品とは、それからその必要性とか利点について簡単にご説明をさせていただきます。

学校指定物品につきましては、校長がその品目や購入業者を指定した上で、入学時や必要なときに保護者負担により業者から購入いただくものとさせていただいてございます。

2番目の、指定することの必要性、利点でございますが、一つ目は必要な品目を一括して示すことで、またはまとめて購入できるようにすることで保護者の利便性を図ってまいりたいと、こういった理由。それから二つ目は、学業に適さないものとか不要な装飾をもったものを持ってくるおそれもございますので、指定することで簡素で機能的なものを、そして同じものを持っていると指導を同じように教えることができる、そういった利点。それから三つ目は、学校や学年ごとに統一することでその学校のアイデンティティーや地域としての愛着を持つ、そしてまた、他校の児童生徒と服装においては特に混じった際の視認性を高める、こういったものが利点や必要性として上げられると考えております。

なお、新規購入が必ず必要というわけではなくて、お兄さん、お姉さんが使っていたものや同等品が入手できる場合は、その学用品を用いることができるような配慮はさせていただいておるところでございます。

4ページです。

最近の物品に係る国の動向ですが、平成30年、本年3月19日に文部科学省から学校における通学用服等の学用品等の適切な取り扱いについてという通知が出されてございます。

一つ目は、保護者の経済的負担軽減に係る留意点が書いてございます。二つ目は、選定に当たっての留意事項。その選定や見直しを行う場合は、保護者、学校関係者から意見を聴取した上で決定することが望ましい、こういったことが記載されておりました、この背景につきましては、銀座の泰明小学校の標準服がアルマーニのデザインであったこと等の報道があった後に出されてございます。

本市におきましては、この通知を受けまして周知を小中学校にさせていただくとともに、各学校における入学の手引等の通学用品を初め、学用品の一覧表の記載内容の提出を求めました。これにつきましては、特に過剰な保護者負担であるようなものはないというふうな確認でさせていただいておるところでございます。

5 ページ目でございます。

この調査の学校指定品目につきましては、品目について大別させていただくと、衣服、履物、その他身につけるもの、通学かばん、自転車通学用品、教材の一部、あと文具でございますが、こういったものについて小学校の23品目、中学校の13品目、ごらんの品目について調査をかけさせていただいています。なお、6番の算数セット、10番の探検バッグ、17番のクーピー——済みません、商品名でございますが——これについてはイメージがつきにくい教材であると思いますので、6ページに写真で少しご説明をさせていただいております。

6 ページ、参考資料ということで、算数セットは小学校の低学年が数や形、時計等で学ぶ用品としてこういったものがございます。探検バッグは、小学校低学年の生活科や総合的な学習の時間に校内探検やちょっとした校外学習にこういったボードを持って調べ学習をする、そういったものでございます。クーピーは表現しにくいですけど、全部が色鉛筆になっておるような、クレヨンの色鉛筆版というような、ちょっと乱暴な言い方ですけどもそういった便利な文具でございます。

7 ページでございます。

指定物品の現況調査につきましては、その指定方法で類別をさせていただいています。1社指定、複数指定、あっせん及び自由購入、全くの自由購入——ただし、色や仕様は指定している場合もございますが——そういった四つのカテゴリーで分けました。なお、学校によっては指定していない品目もございますので、その場合は斜線で消してございます。あと、業者名、金額、備考欄とページに記載してありますが、学校ごとに品目ごとに取りまとめを行ったのが8ページからの調査表でございますが、8ページはまずは指定方法別の集計、総括結果でございます。

ざっと見ていただきますと、小学校は1社指定、38校の指定品が延べ330です。それから多いのがあっせん・自由購入が468というような形で、1社指定及びあっせん・自由購入のどちらかの傾向が強いです。1社指定の場合はいろいろと、文具等につきましては購入業者を配慮しながら考えてはございます。

中学校につきましても1社指定が延べ117と多うございます。こちらについては、服装とか履物の類いがほとんど1社指定になってございますが、複数指定も70という形で多うございます。ただし、この表の記載ですが、指定とあっせん・自由購入が混じる場合は1社指定の、左側のほうに数を集約してございますので、よろしく願います。

あと、9ページからは調査票ですので、めくりながらちょっと傾向の違うところだけ説明させていただきます。

9ページは小学校の体操シャツ・パンツ、これは前の委員会でもご説明させていただきましたが、1社指定が5校ございました。続いて、10ページであっせん・自由購入が17校、そして11ページで色指定等あるものの自由にどこで買っていいですよというのは16校ございました。こういった状況です。

12ページは上履きの状況、特にございません。13ページ、体育館シューズ、購入を求めない学校が一番下で、4校ございました。赤白帽子、こういった状況でございます。名札、15ページ、ここも下の5校が購入を求めているという状況がございます。あとは1社指定でございます。

それから16番、後でまたご説明させていただきますけれども、算数セットは大きなばらつきがあったということはわかりました。16ページ一番上、1社指定で先ほどの写真のようなフルセットで購入を求める学校が4校、それから、セットであります、あっせんまたは自由購入で求めているところが8校、それから必要なもの、ブロックとかカードとかを指定して1社で購入している学校が12校。17ページでございますが、セットのばらばら、ブロック、カードそれをあっせんして購入していただいている学校が13校。それから、購入を求めているという学校が一つございました。

習字セットにつきましては、18ページ、19ページをめくっていただくと全てあっせん・自由購入となっております。

20ページは絵の具セットでございますが、ごらんとおりの状況です。

21ページは裁縫セット、こちら22ページもめくっていただきますと、全てあっせん・自由購入の状況でございます。

それから、先ほど、23ページは写真でご説明しました探検バッグでございます。こちら、ばらつきがございまして、1社指定が27校、あっせん・自由購入が8校、購入を求めている学校は3校ございました。

24ページは粘土の状況でございます。25ページはそれに付随する粘土板の状況ござい

ます。

26ページ、鍵盤ハーモニカ、いわゆる商品名でいうとピアノカというものでございます。その状況でございます。

27ページ、リコーダーです。縦笛ですが、ソプラノ笛の状況でございます。

28ページ、名前ペンという名前を書くための油性ペンの状況です。

それから、29ページは書き方ペン、こちらのほう、下の6校が購入を求めているというような状況がございました。

30ページは先ほど写真でご紹介しましたクーピーという教材の購入状況でございます。

31ページは消しゴムの指定、購入状況、それから32ページはのりの指定、購入状況、それから33ページははさみの指定と購入状況です。34ページ、下敷きの指定、購入状況、こういった細かいものもございしますが、これについては、見本品を学校が評価した上で、購入会社を偏らないような配慮もしながら考えてございます。

35ページは机の中に入れる引き出しの指定状況でございます。

36ページは連絡帳の状況でございます。

37ページから中学校でございます。こちらも委員会のときに見ていただきましたが、37ページの14校が1社指定という形で購入してございます。

38ページは、同じく体操シャツ・パンツ、半袖、短パンの複数指定は7校、自由・あっせん購入については1校というふうな状況でございます。

ジャージも見ていただきましたが、めくっていただくと40ページで1社指定が15校というふうなことがわかります。40ページの下、複数指定が7校という形でございます。

冬場に着用するウインドブレーカーですが、1社指定の学校が41ページの15校でございます。42ページは複数指定の学校3校、それからあっせん・自由購入の学校が4校でございます。中には、備考欄で希望者購入というようなところもございます。

それから、43ページは男子の制服、これは学生服については全国標準ですが、複数指定のところが9校、それからあっせん・自由購入の学校が13校というような形でございます。

45ページ、女子の制服、こちらはボックス型であるとかセーラー服型であるとかいろいろありますので、複数指定の学校がほとんどで、46ページを見ていただくと22校中21校が複数指定となっておりますが、1校だけ紺のセーラー服で赤線の学校が、その条件を満たしていればどこで購入してもいいというような形で一応案内はしますが、あっせん・自由購入となっております。

男子のカッターシャツについては47ページ、こういった状況でございます。48ページ、男子のカッターシャツの自由購入の学校が4校ございます。

女子のブラウス、49ページでございますが、ごらんの49ページの状況です。50ページを見ていただくと自由購入の学校が4校あると。これについては白やったり、少し襟の規定がございますが、それだったらどこで買っていただいても構わないという状況です。

51ページと52ページは自転車のヘルメットと自転車用雨具ですけれども、当然自転車通学をしていない学校については下の欄にございますとおり、7校がヘルメットの購入を求めている状況でございますし、雨具についても同様に7校が購入を求めています。

あと、53ページ、かばんでございますが、1社指定の学校が9校です。ただし、2段になっておるところ、ボストンキャリヤックかどちらかで選択できるような状況になってございます。54ページは複数社から購入している学校、3校です。全くの自由購入である学校が10校となっております。こういったばらつきがかばんにもございました。

55ページは上履きの状況でございます。

56ページ、体育館シューズの状況、それから57ページ、名札の状況、このあたりはそろって指定をしておるところは多くございます。

58ページ、総括でございます。

今回、こういった調査をさせていただいて、1社指定、複数指定、あっせん・自由購入、自由購入と分けてみたわけですが、品目によっては指定にばらつきがございました。

それぞれの学校やいろんな経緯もあるとは思いますが、保護者の負担額に違いが生じることとなっております。これにつきましては、私どもも他校に関する情報提供もしてございませんでしたし、ガイドラインもなかったことがこういったばらつきの生じる原因になったと考えられます。

先ほどご紹介させていただいたとおり、体操シャツ・パンツ、こういったもの、算数セット等さまざまな指定の仕方がございました。こういったことを受けて、こういった一覧表を作成し、比較検討するような分析まで教育委員会として行ってきておりませんでしたので、この状況を見る限り再検討や改善する余地は十分あるのかなと考えてございます。

こういったことを教育委員会として学校に指導、助言をできるよりどころとなるようなガイドライン等を持っていなかったというのも反省点でございます。

今後、必要な視点としては、一定期間で見直し、再検討を実施する、そういったこと、それから手順や経緯を文書化して透明性を高める、そして説明責任を果たせるようにする

こと、それから保護者の声を聞く機会を手順としてルール化する、こういったことを含めた市のガイドライン等を作成していく必要があるのかなというふうに考えてございます。

59ページは、ガイドラインの骨子を示させていただきましたので、こういった先ほどの反省点を踏まえたことを検討するための委員会を設置したり、そういったものの周知、それから教育委員会として今後——校長権限で判断されることではございますが——適切に行われるよう状況把握を努め、指導していきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、ご質疑に入りたいと思いますが、ご質疑のある委員の方は、挙手をお願いいたします。

#### ○ 諸岡 覚委員

資料の提供、ありがとうございます。

細かいところを見ていくともう切りがないのであえて細かい話はしませんけれども、いわゆる総括のところ、今後の取り組みについてのところのさらにガイドラインの骨子案のところ、決定経過を明確化し学校と保護者の信頼に基づいてうんたらかんたらあって、それで下にもいろいろ書いてあるんですけども、これを読む限りは、今後も学校間の金額の格差は余りにしないということによろしいんですか。学校の中で保護者が満足しておればそれでいいということなんですか。

#### ○ 廣瀬教育監

先ほども反省点でございましたとおり、やっぱり保護者負担についても違いが出ているということは今回の調査で明らかになりましたので、こういった資料を学校に還元することで、学校としてもみずからの学校の保護者負担の状況というのはよく把握できると考えています。そういった点も今後の物品選定の決定の方法の一つになっていくと私どもは考えてございます。



## ○ 諸岡 党委員

私もPTAの役員をしておったことがあるのでわかるんですけども、そもそもまず、PTAの役員会といわゆる一般のPTAの皆さんが意思疎通がきちんとできているかといったら、これは正直できていないケースのほうが多いです。何となく役員会任せにしてあって、知らん間にPTAの役員会で決定しましたってPTAだよりみたいなもので届けられるというケースが多いです。その上で、PTAの役員会と学校側というのは割とある意味いい関係、けんかしない関係になっているというのが現実です、それは。

そうすると、この骨子案にあるように、学校と保護者の信頼に基づいたとなると、結局、多分今までと変わらんようになると思うんですよ。でも、末端のPTAの皆さんは、何でうちの学校だけこんな高いんやろうという不満をずっと持ち続ける、くすぶり続けることになっていくと思うんですね。私が思うのは、デザインとか色とか、そういうことは学校やPTAやそういったところで決めていけばいいんだろうけれども、金額に関しては統一基準を教育委員会でびしっと決めて、体操服は例えば上下合わせて2500円までとか、例えばですよ、金額は幾らだとかわからないけれども、それは変な話、地域の子供たち、あるいは保護者というのは、選択の余地なくここに住んでいたらこの中学校に通わなきゃいけない、この小学校に通わなきゃいけないという選択権のない中で学校に通うわけなんですから、あなたはこの学校に行きなさいと言われた学校がたまたまばか高い学校と安い学校で余りにも不公平だと思うんですよ、教育費の負担という部分で言うと。やっぱりこの金額は教育委員会が主体的に指導をして、体操服は市内一律どこの学校に行ってもこの金額、算数セット、何々はこの金額と指定をして、その中で各学校の自主性の中で決めていくというような、そういう基準を設けていくべきじゃないのかなと思うんですけど、それはそもそもそういうことをする気がないのか、あるいは技術的に無理なのか、してはだめなのか、何かの法律であかんとおられておるのか、その辺の見解をちょっと教えていただけませんか。

## ○ 海戸田学校教育課長

学校教育課長、海戸田でございます。

法的には学校教育法の中で、校長の裁量権というふうにされている部分の範疇で、金額については、もちろん教育委員会は地教行法の中で各学校に指導するというふうになって

おりますが、校内の規定については校長の裁量権ということで校長に委ねているところでございます。

○ 諸岡 覚委員

そうすると法的に教育委員会で、市内の中学校の体操服は一律、例えば4000円ですよと決めることはしてはいけないことなんですね。

○ 海戸田学校教育課長

極端に逸脱するというような場合についてはある程度教育委員会のほうから——先日の中央区のアルマーニの例のような件がございますから——そういう場合は指導はしますけれども、現在のところ極端に逸脱しない範疇であれば校長の権限の及ぶところでございます。

○ 諸岡 覚委員

ちなみに、極端に逸脱するというのは、どのレベルのことをいうんですか。例えば、この中を見ていると、倍違うものがありますよね。倍違うのは極端ではないということですか。3倍までオーケー、4倍までオーケー、何倍まで極端じゃないんですか。

○ 海戸田学校教育課長

何倍というような明確な基準はございませんが、社会通念上という曖昧な返答になるかもしれませんが、例えば、5万円も6万円もというような場合だと極端かなというふうなあれはしますが。

○ 諸岡 覚委員

社会通念の話になると主観が混じるので何とも言えませんけれども、倍違うというのは、普通は飛び抜けていると思うと思うんですよ。例えばそれが5万円か5000円か500円か、金額の問題じゃないと思うんですよ。150円で買えるものがうちだけ300円やったら、やっぱりそれは飛び抜けていると思うんです、たった150円の違いでも。体操服が150円違うだけなら大したことはないけれども。例えば、体操服なんかだと、高いところ4000円、安いところ2000円と倍の開きがある。学生服で2000円の開きだったら大差はないと言えるかわ

からんけれども、2000円のものとは4000円のもので体操服というのは、やっぱり私これはかなり飛び抜けていると思うんだけど、現段階で教育委員会の見解として倍の違いというのは飛び抜けてはないということによろしいですか。

## ○ 廣瀬教育監

体操服、シャツ、例えば小学校の9ページにございますような金額の違いが、量販店の販売額と指定をされている学校さんとの違いがあるわけです。こういったところについては、例えばこのシャツを購入するに当たっての見直しの際に、例えば量販店で扱っているような商品でなくて学校のオリジナルのやつが廃番になるというような時期がございます。そのときに保護者の皆さんがうちの学校の子供たちのこのシャツの色がかわいいとか、このマークに愛着があるから残してくれ、そういった経緯があって指定をして製造をこの形でお願いしないといけない、そういったところについてはやっぱり価格が安価に、その学校だけのロットになりますのでなかなか下がっていかないという、こういったところは保護者と了解をとって進めているというような現状がございます。

ただ、今後の見直しに当たっては、先ほど申しあげましたけれども、総括した他校の一覧表を見ることで、自分のところの学校の価格について次回の見直しと、また今後、いつかはわからないですけども改善をする際には十分参考の資料としてなっていくのかなと思っています。

## ○ 諸岡 覚委員

ちなみに、じゃ、この今出していただいたこの金額の差というのは、全ての保護者に開示するおつもりですか。あるいはPTAの役員会レベルだけにとどめるおつもりですか。

## ○ 廣瀬教育監

とりあえず、この調査を今回させていただいたことで、まずは学校長にこれをそのまま表として、この厚いのを全部渡します。その中で、次年度の購入物品もひよっとしたら決めていくことになると思うので、その参考資料にさせていただいて、こちら先ほどの文部科学省の通知も発出したわけですが、再度、この観点、保護者負担の軽減であるとか選定についての保護者、学校関係者の意見聴取、こういったところはもう一度考えながら進めさせていただくようガイドラインをともに示して学校で検討していただく。その際に、保護者

にまで全てに通知するののかというのはちょっと難しいかなと思いますけど、当然PTAの役員さんとか、コミュニティスクールの委員会の委員さんには学校として同じように協議をしていただけるのかな、そういった手続を踏んでいただこうとは思っています。

#### ○ 諸岡 覚委員

全ての保護者にお伝えするのが難しいというのは、難しいの意味は、技術的に難しいという意味なのか、内部事情的に難しいという意味なのか。どういう意味で難しいんですか。

#### ○ 廣瀬教育監

済みません。今、私は単純にこの厚い五十何ページを配るとというのが難しいというふうに考えたわけでございます。

#### ○ 諸岡 覚委員

例えば、教育委員会のホームページで各学校の金額格差一覧とホームページに出して、誰でも見れるようにしたらいいんじゃないかなと思うんですけども。

私は、こういう情報というのは一部の人で握り潰すものじゃなくってみんなが共有しなきゃいけないと思う。そうじゃないと、保護者の意見を聞きながらと言うけれども、よその学校の金額を知らんまま、例えば高い体操服を買っておる学校があるとしましょうよ。PTAの役員会の皆さんに来年から体操服、来年もこの金額でよろしいかと言われれば、みんないいんじゃないですかと答えると思うんですよ。でも、全部の保護者が、よそは6000円で買っておる、よそは4000円で買っておると知っていれば、ちょっと待つてよと、うちの学校だけ何で8000円するのと突き上げの声が絶対出てくるはずなんですよ。

これはやっぱりみんな情報共有しなきゃ本当の意味の保護者の声って聞こえるはずがないと思うんだけど、それでも見せることはしないと。であれば、まず、一つ聞くけれども、この情報というのは、例えば私がきょう、今夜、自分のホームページにアップしたら、これは許されるものですか、違法ですか。私が個人的に自分のホームページでアップしたら。

#### ○ 廣瀬教育監

議会にご提出させていただいた資料なので、オープンな資料でございます。

○ 諸岡 覚委員

じゃ、近々アップさせてもらいます。一旦終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

○ 中森慎二委員

ちょっと諸岡さんとも関連しないことはないんですが、校長の裁量という部分の意味なんですけど、それは教育委員会の指導ではなくて、それぞれの学校長の判断で決めることができる。できるという判断であって、校長しか決めてはだめなんだということではないわけなんですよね。校長が決めることができる、だから、教育委員会に一々お伺いを立てなくても、きょう調査項目に上がっている内容の部分については校長の裁量でその購入方法であったり、1社指定であったりということが校長の裁量で認められていますと、そういう理解でいいんですか。

○ 海戸田学校教育課長

学校の管理、運営についての責任と権限は最終的には教育委員会が有するんですけども、それは学校段階においては校長の――学校教育法上――司るという範疇ですので、決めることができるということでございます。

○ 中森慎二委員

だから、学校長が決めなかったとしても、教育委員会で主体的に四日市の小中学生の保護者の負担を軽減し、できるだけ均一的な料金での購入するための指導を教育委員会が行ってもおかしくはないのではないんですか。

学校長がもちろん決めることができるという権限はもちろんあるんだけど、その上で、どちらに主体に費用負担をできるだけ少なくするための手法だとしたら、それは教育委員会がこれで確実にやりなさいということではなくても、あるバンドの中でそういうことも考えてもらってもいいのではないかと、教育委員会が指導することは別に法的に触れる問題ではないのではないかと私は思うんだけど、そこら辺はどうなんですか。

## ○ 海戸田学校教育課長

委員ご指摘のように、その上には地教行法で学校運営を管理、運営するのは教育委員会のできるところでございますので、必要に応じて指導や監督、助言をすることは可能です。

## ○ 中森慎二委員

そうすると、諸岡さんが最初おっしゃっていた話が別におかしくない話ではなくて、だから教育委員会の役割と学校長の権限はもちろん担保しながら、保護者負担のより均一化的なものについて、今までは何も指導もしていなかったけれども、こういう実態が明らかになる中で、明らかにやはり1項目の品目についての金額差が大きいものがあるのであれば、それを少し是正していくような指導が教育委員会としてあってもおかしくはないんじゃないかと、こういうのが諸岡さんの趣旨じゃないかと思うんですけど。だから、そういうことの実態は我々委員会としても別にだめだという思いはしているわけじゃなくて、もう一つ大事なのが学校が四日市市内に各点在していますが、地元の商店さんとかこういうつながりがあるのも私は事実だと思うんですよ。ですから、決めつけ1点のこの価格でというのは、ちょっと私は乱暴かと思うので、そういうことの地域性をも配慮しながらも、ある一定の幅の中でそういうものが購入していただけるようなものの指導というのはやっぱり教育委員会でする必要もあるのではないかと。私自身もそれはそう思うので、そこら辺をガイドラインの中にどういうふうに反映していくのかということについて、これから少し詰めていただきたいと思うんですけども、そのときにやっぱり学校長さんの意見も聞いていただいて、この調査書だけにあらわれないものも私はあるんじゃないかと思うんですよ。変な意味じゃないですよ、変な意味じゃなくて、地元の商店さんへの配慮だとかいろんなものがあって、長年の経過の中でそう来ているものも私はあると思うので、経過処置だとか、そういうことも含めて一度改めて校長会なんかでも教育長のほうから一度そういうものをテーマに挙げていただいて。いきなり教育委員会から上位的にガイドラインで押しつけるだけではないと思うので、ちょっとそこら辺は考えていただいたらどうかと思うんですが、いかがですか。

## ○ 葛西教育長

教育長の葛西です。

保護者負担の軽減というのは、これはやっぱり私ども教育委員会としても大きなテーマで、平成25年には公費と市費の負担というふうなことでこの教育民生常任委員会、議会でも随分いろいろご意見もいただき、そして保護者負担を軽減するために公費を上乗せして、要は消耗品費、需用費等で軽減を図ったという、そういうふうな経緯もございますし、やはり常日ごろから保護者の状況、これをしっかり見た上で学校がいろんな物品を購入していくということは、これはもう私たちは常に気をつけなければならないと。

今回のテーマは、一つはやはり指摘いただきました保護者負担の軽減、それからもう一つは学校間の保護者負担の差異をなるべく少なくしていくこと、これが大きな二つの僕はポイントだと思っています。

そういう意味から、この調書を全ての学校にまず配って、自分のところの物品が果たして市内的に高いのか安いのか妥当なのかというふうなこと、それからもう一つは安価で良質なものを提供するというふうなことがございますので、自分のところの学校の提供しているものが良質とそう選んでいるんですけれども、本当に良質であるかどうか、これもやっぱり点検しなきゃならないかなと思います。例えば、他校のほうが300円、400円高いというようなことであれば、それはどういう点が違うのかということもやっぱりしっかり見てもらわなきゃならないなというようなことを思います。

そういうふうなことをやっぱり今後しっかりやっていかなきゃならないというふうなことでガイドラインをつくっていくと。その際に、今、軽減することと均一的なものという二つのご提案をいただきましたけれども、まず、軽減していくためにしっかり見てどう選択していくかというふうなこと、それから均一的というのはしばらくそういうことをした後で、じゃ、この幅はどのぐらいのものだろうかという、そういうふうな妥当性もたどり着くんじゃないかなというようなことも思います。

ですから、均一的なもの、これは、もちろん幅的なものですがけれども、それをやっぱり見きわめていくためにも、しばらくの間はやっぱり軽減を目指してどういう取り組みをしていくかというふうな、そういうことをまず第一番にやって、段階的には次に四日市としてはどのぐらいかというふうなところへたどり着いていけばいいのかなというふうな、今、議論を聞いて、そんなふうにして私考えたところなんです、いかがでしょうか。

○ 諸岡 覚委員

今、お答えいただいた内容で、現状できる範囲としては恐らく満額回答なのかなと思います。本当にやっていただけるならばぜひそのようにしていただきたいですが、ぜひスピード感を持って進めてもらいたいなというのが一つなんです。

ちょっと論点が変わるんですが、きょうの資料にはないんだけど、同じような趣旨で修学旅行の積み立ての金額が結構違うという、人づてで聞いたことがあるんですが。きょうは資料を用意していないと思うんですが、現実的に皆さんの知っている範囲の中で、実際どうなんですか。

修学旅行って、例えば、わかりませんよ、当てずっぽうの数字を言いますが、小学校の修学旅行で、例えばある学校は3万円の積み立てをしていると、こっちの学校では5万円積み立てをしているみたいな、中学校なら5万円の積み立てしているところと8万円の積み立てをしているところがあるみたいな、そういうケースってあるんですか。実際、これも金額がまちまちなんですか、学校によって。

#### ○ 高橋指導課長

修学旅行の金額については上限が決まっております。その上限に向かって積み立てを前年度の学年から始めていくということが非常に多いんですけども、その上限が決まっています、それが下限というか下のほうが、宿泊するところであったりとか、場所であったりとか、あるいは人数によってのバス代の割であったりとかそういうので金額は、同じところへ行って同じバスを使ってというのでも変わってくるので、上限を決めてそこまでの範囲でやるというふうになっております。

#### ○ 諸岡 覚委員

各学校で、当然これも校長権限の範疇なんでしょうけれども例えば修学旅行なんかでいうと、例えば旅行会社がJTBだとか、近ツーだとか、三交だとかいろいろ旅行会社があるけれども、いわゆる入札的なもの、あるいは相見積もりをとるとか、そういうことはちゃんとされているんですか。

#### ○ 高橋指導課長

そのようにしております。



○ 諸岡 党委員

それはしている、間違いないと。わかりました。

きょうの質疑には関係ないところで、また後日修学旅行の積み立ての金額の差がわかるような資料があったら、いつでもいいのでまたつくって私のポストに入れておいていただけませんか。よろしくお願いします。

以上です。

○ 高橋指導課長

そのようにさせていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方、おられますか。

○ 荒木美幸委員

済みません、中森委員とそれから諸岡委員のやりとりの中で今後の方向性ということで示していただいたのでいいのかなと思うのですが、いただいた資料で1点ちょっと気になることがありましたのでお聞きをしたいと思います。

16ページに算数セットというのがあるんですけども、この算数セットというのは必ずしも学校によって、セットで購入しているところもあれば、ばらでの購入もあれば、また購入していないところもあるということは、算数の学習において必ずしも必要なものではないということなんでしょうか。

○ 高橋指導課長

算数の授業においては、特に低学年で必要なものでございます。ただ、算数セットも見てくださいと額がわかるように、セットによって数によっても違います。学校によってはお姉ちゃんやお兄ちゃんの使わなくなったものを、あるいは卒業してもう使わないというものを集めて、それを教材として使っている場合もございますので、そのあたり、こちらから今回調べた中で、こういうふうないろんな購入の仕方があるというのがわかってきましたので、また、そのあたり、先ほども申しましたように、ガイドラインの中でとか、あるいはもう少し学校でどのようなことでこういうふうになっているのかというものも調

べて、またガイドラインに載せていきたいなというふうに思っています。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

ちなみにこの1社指定のところ、4校あってその4校中3校同じ業者さんなんですね。同じ業者さんでもこの金額にこれだけばらつきがあるというのは、セットの中身が違うということの理解でよろしいですか、そうしますと。

○ 高橋指導課長

はい、そのとおりでございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございました。

それは資料で確認をさせていただきました。

一つ感じましたのは、親御さんから見れば算数セットを使うことによって算数の勉強がよりわかりやすくなるとか、習得力が高まるというのであれば物すごくもちろん必要なものだと思いますし、あることによってそういう学習能力や意欲が上がるのであれば私は使うべきだと思うのですが、けれどもそういうメリットがあるものが学校によって使っていたり使っていなかったりというのは、親のほうから見ると、ああ、やっぱりこれ使ったほうが本当は算数をもっとよくわかるんじゃないかしらと思うことを考えると、その辺のやはり公平なところもやはり親御さんに説明がつくようにしておかないといけないのかなと思いましたので、これは感想までです。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑のある委員の方おられますか。

○ 中森慎二委員

特に1社指定の部分ですが、金額の差異ももちろんあるんだけど、その価格を決定

された経緯というものが、やはり保護者に明らかになっている必要が私はあると思うんですね。この体操服なんかを見ていると、新しく切りかえたときに見積もりをとって生地の状態なんかも見てこれに決めたということなんだけれども、それ以降そのままずっときていると思うんですよね、これ。だから、経年とともに価格の変動も当然あるだろうし、そこら辺の説明責任がやはり定期的というのか、毎年は難しいにしてもそこらあたりの情報開示、この値段の妥当性というものはやっぱり、校長の裁量であるのなら説明責任も校長にあると私は思うので、諸岡さんが冒頭おっしゃったようなこととも関連するんですけれども、そこら辺もやはり教育委員会として、やはり各学校長に対してその部分については指導していくべきものではないかなと。なかなか保護者サイドからは情報も少ないし、お世話になっている学校に対してなかなか言いにくいというところもあるかもわからないので、逆に学校側から積極的にそれを開示していくということが必要ではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

## ○ 廣瀬教育監

今回、こういった資料を作成させていただく機会を得たことで私ども、これを先ほどから申し上げておるとおり、学校に示すことができる。このことで自校の金額の妥当性については検討していくことを、私どもは指導していきたいと考えています。

ただ、ご理解いただきたいのは、在庫品とかがあるので、即年で、来年じゃ、できるかというところ当然難しいところがございます。何年かの中で業者さんの在庫等も含めて、今後どうあるべきかというのは、長期的な見通しで、例えば体操服という服装のものであればそういった時間をいただきながらの検討になるかと思っておりますので、そのあたりもガイドラインを示すときに学校長に説明をさせていただきたいと思っております。

## ○ 葛西教育長

実はこの内部小学校と内部東小学校の件、これなんかは経緯もございまして、例えば私が昭和53年に内部小学校に赴任したそのとき、内部小学校は赤のパンツ、それから襟にえんじのものが入っているという、そういうふうなものだったわけです。それで、その当時から保護者から人気もあったと。昭和57年に内部東小学校が分離したときに、そのPTAの方が内部東小学校の子供にもこのようなスクールカラーを決めようということで、当時は青色で決めました。それが平成27年にもう今の形が廃番というふうなことになるって、こ

ここに書いてございますように、そのときに役員会常任委員会、これは内部小学校も、内部東小学校も保護者が集まって議論をして決めたと。そのときの経緯は、そのときは保護者の皆様にも説明させていただいたんですけれども、次年度からはそういうふうな説明がやっぱりなされていなかったということがございます。ですから、今、中森委員がご指摘いただいたように、これはこういう経緯でこういうことになっているんだというふうなことについては、やはり何年かに1回、それはやっぱり保護者に話をしていくというふうな、そういうふうな機会をとっていかなきゃならないかなと思います。

そうでないと、これを決めた経緯というのがわからなくなってしまうということになってきますので、そのあたりについても保護者への説明というふうなところでガイドラインには載せていきたいなというふうに思っております。

#### ○ 中森慎二委員

ぜひお願いしたいと思いますが、それで、経緯のあるものはもちろんそうなんだけれども、1業者指定をしている品目の価格というものがどのような経過で決まったのかというこの部分の説明も必要だということを申し上げているので、その点についてもよろしくお願いいたします。

#### ○ 諸岡 覚委員

話はわかるんだけど、学校のことだけじゃなくて自治会とかそんなところでもよくある話なんだけれども、その年のメンバーで決めた金額がそこから10年先までその金額で確定してしまうと、そうすると3年後、4年後にはもう当時の人は全くおらんようになって新規の保護者、新規の生徒ばかりになって、何でうちだけこんなに高いの、いや、3年前に決めて10年はこれが続くらしいよみたいな、そんな話って、学校に限らずいろんなところでそういうのってあるんですよね。やっぱりそれは、私は少なくとも学校というのは保護者、生徒にとって選択権がなく、そこへ行きなさいと言われて行っておるところから——私学に行く行かんというその選択権はあるけど——やっぱり仮に保護者のみんな、生徒のみんなで総意で決めるにしても、余り逸脱した金額設定というのはやっぱり決めたらあかんことなんやと思います、後の世代に対して。だから、その逸脱というのは主観の問題ですから、どこまでを逸脱というのかわからんけど、その辺も踏まえて指導していただきたいなというふうに思います。意見だけですので答弁は要りません。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見をいただきました。

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお言葉をいただきましたが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、他にご質疑もないようでございます。本件につきましてはこの程度といたします。

なお、報告書の作成につきましては正副一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

それでは、理事者の皆様、ご退席ください。ご苦勞さまでございました。

インターネットの中継を切ってください。

委員の皆様はあと少しだけお時間をください。

お疲れさまでございます。お疲れのところ済みません。もう少しお時間ください。

次に、議会報告会、シティ・ミーティングにて市民の皆様から出された意見を正副にて整理させていただきました案を会議用システムにアップロードしてございます。ファイルの場所でございますが、03教育民生常任委員会、19平成30年10月29日、03その他、市民意見整理案でございます。

なお、当日は12名の方にご参加をいただき、いただいた意見について正副にてこのよう

に整理させていただいておりますので、全ての意見について③その他の意見として整理いたしております。なお、ナンバー1の意見、児童虐待防止対策事業に関する質問において回答希望のあった内容につきましては、執行部に確認いたしまして次のページのような内容で回答したいと考えております。このように整理させていただいてよろしいでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

### ○ 伊藤嗣也委員長

特に、ご意見もなくご理解いただきましたということで、意見整理につきましてはご案内の内容で議会運営委員会のほうに報告をさせていただきます。

また、回答希望のあった方にもこの内容で回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、最後に参加者のアンケートの意見結果をまとめた資料をアップロードしておりますので、後ほどでいいのでご確認ください。

以上で全ての事項が終了いたしましたので、委員会を閉じさせていただきます。

なお、11月……。

### ○ 中森慎二委員

済みません。議会報告会のことでもちょっと気がついたことがあったので、これは私も含めてなんですが、議会報告会に臨む委員の緊張感が少し——私も含めてですよ——緩やかになっているのじゃないのかなという気がしたので。それは参加者から言われたことなんですけど。当日、参加者から質問があった項目で、配付した資料に書かれている項目について単純に質問したけど答えがなかったというのをいただいて、用意した資料以外のところからぼっと出てきたものはしようがないと思うんだけど皆さんに配っている資料の中身について答えられないというのはやっぱりいかなものかということ言われたんですよ、みえた方から。それは別に批判しているつもりはないけど、それで答えられないと次に質問する手が挙がらないと言われた。だから、基本的なことなので、これはお互い、私も含めてのことなのでそれに配られる資料について、よりもうちょっと私たち自身が責任を持って説明できる形で臨まないと、参加者にたくさん来てくださいというふうに言いながら、

我々の姿勢がそこに至っていないということではいかんというふうに思ったので、自分の自戒も含めてお話をさせていただいたので、その思いだけお伝えできればと思ひまして。

○ 伊藤嗣也委員長

中森委員、どうもありがとうございました。私も次回は気をつけたいと思います。

他の委員の方で何か他にお気づきになられたことございましたでしょうか。前回の議会報告会、シティ・ミーティングについて、よろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、また、次回以降、気をつけてまいりたいと思います。皆さんご協力よろしくお願ひします。

以上で、11月1日につきましては委員会がございませんので、委員の皆さんにおかれましては大変お疲れさまでございました。

これにて閉じさせていただきます。ありがとうございました。

14：25 閉議